

アルティ・メイト会員規約

(目的)

第1 優れた文化芸術活動の場である京都府立府民ホール（以下「府民ホール」という）で公演する舞台芸術事業に協力及び鑑賞することを通じ、文化の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2 名称は「アルティ・メイト」（以下「メイト」という）とする。

(会員)

第3 メイトの会員は目的に賛同する個人会員で構成する。

(会費)

第4 メイトの年会費は1,500円（消費税込み）とする。入会金は徴収しない。

(会員特典)

第5 メイト会員は、府民ホールのホームページに記載されている各種特典を利用できる。

(会員証)

第6 メイト会員には、会員証を発行する。メイトの定める施設、催し物等で特典を利用する際は、会員証を提示するものとする。

(会員期間)

第7 メイトの会員期間は、入会の申込を受け付けた日の属する月の翌年同月末日までとする。更新の手続きは、有効期間の満了する2月前に会員に通知するものとする。

(入会申込)

第8 メイトへの入会申込は、事務局で取り扱うものとする。

(事務局)

第9 メイトの事務局は、京都市上京区龍前町 590-1 府民ホール内に置く。